

雇用保険法等の一部を改正する法律案委員会修正要旨

- 一 この法律の施行期日を平成十九年四月一日から公布の日に改める。
- 二 労働保険の失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲の拡大のうち引下げに係る部分については、平成十九年四月一日から適用する。
- 三 労働保険料の納付等の期間について、平成十九年四月一日から雇用保険率を変更した日の前日までの日数を延長するための措置を講ずる。
- 四 その他所要の整理を行う。